

2004  
2014  
9/18

# 府職の友

発行所/大阪府関係職員労働組合  
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59  
電話 06(6941)0351・内線3740  
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541  
Eメール info@fusyokuro.gr.jp  
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp  
発行人/有田 洋明 編集人/樋口 浩之  
(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

STOP安倍政権の暴走!  
この秋国民的憲法運動を!  
**10・3秋の憲法講座**  
10月3日(金) 18時30分  
中之島中央公会堂

## 大阪市労組 組合事務所裁判

# 判決 完全勝利

### 大阪地裁

## 橋下市長の労働組合攻撃を違法と断罪

9月8日、13時10分、多くのテレビカメラ、マスコミと組合のノボリを持った支援者であふれる中、判決を聞いた原告と弁護団が「勝訴」「橋下市長の組合攻撃を違法と断罪」の旗を持って裁判所から出てきました。  
今から2年半前、大阪市の橋下市長が「組合事務所は市役所から出て行け」と大阪市労組の組合事務所の使用を不許可としたことに対する裁判で、大阪地方裁判所は「①大阪市長の組合事務所使用不許可処分を取り消せ、②大阪市長は組合事務所の使用許可処分をせよ、③組合に対し賠償金を支払え」という全面勝訴判決を言い渡しました。



労働組合の団結権侵害は、裁量権の逸脱・濫用であり違法

判決は、大阪市長が不許可

### 労組退去 大阪市が敗訴

地裁判決 条例の運用「違憲」

▲読売 9.11付

▲毎日 9.11付 (上・下)

### 労組退去処分は「違法」

大阪市長 橋下市長 裁量権濫用

大阪市長が市内の労働組合事務所を退去させた処分を、8月9日、大阪地裁で違法と判断された。大阪市長の裁量権濫用が認められた。判決は、橋下市長が「組合事務所は市役所から出て行け」という条例を運用する際に、労働組合の団結権を侵害する目的で裁量権を濫用したと判断した。

### 橋下流地裁もノ

労働問題敗訴 異常な事態指摘

大阪市長の労働組合事務所退去処分敗訴は、異常な事態を指摘する。労働組合事務所は、労働者の団結権を行使する上で不可欠な場所であり、労働組合の団結権を侵害する目的で退去処分を行ったことは、憲法28条の団結権を侵害する違法行為であると判断した。

## 労組退去処分は違法

### 大阪市側敗訴 「団結権を侵害」

大阪市長が市内の労働組合事務所を退去させた処分を、8月9日、大阪地裁で違法と判断された。大阪市長の裁量権濫用が認められた。判決は、橋下市長が「組合事務所は市役所から出て行け」という条例を運用する際に、労働組合の団結権を侵害する目的で裁量権を濫用したと判断した。

### 条例の適用「違憲」

労働組合事務所退去問題  
2011年の大阪市長選で初当選した橋下市長が市内の労働組合事務所を退去させた。8月9日、大阪地裁で違法と判断された。大阪市長の裁量権濫用が認められた。判決は、橋下市長が「組合事務所は市役所から出て行け」という条例を運用する際に、労働組合の団結権を侵害する目的で裁量権を濫用したと判断した。

▲朝日 9.11付

## 労使関係条例による不当労働行為・団結権侵害は違法・無効

理由としていた「市庁舎のスペース不足」「労働組合が違法な政治活動を行うおそれ」との主張を排斥し、労働組合と交渉せず、職員が違法な政治活動を行うおそれがないか否かについて十分な検討をしたと認められないとして、労働組合の団結権侵害の意図があったと認定し、市長の裁量権を逸脱・濫用したものであり、違法と判断しました。

### 労使関係条例を理由にした労使慣行破壊は許されない

また、判決は2012年8月に大阪府で施行された労使関係条例についても触れ、この条例を適用することにより、労働組合法7条の不当労働行為に該当し、あるいは、憲法28条の団結権の保障を侵害することになる場合は、無効になるとの判断も示しています。

大阪府でも労使関係条例が施行されていますが、この条例を理由にして、これまでの労使慣行を一方的に破壊したり、職員・組合員

### 募集

## 広島土砂災害 復旧ボランティア

8月20日未明、広島市を襲った豪雨によって土砂災害など多大な被害が発生しました。

人的被害は死者73人、行方不明1人となっています。家屋災害は、全壊24棟、半壊41棟、一部損壊67棟で、床上・床下浸水は、289棟と発表されています。

今回の災害は急傾斜地でおこった都市型大災害であり、被災を受けている安佐南区・安佐北区は、道路も狭く大型重機も入れない地域もあり、避難指示は解除されつつあるものの、避難所にはまだ390世帯818人が避難されており、復旧にはまだまだ多くの時間を要すると思われまます。

このような状況のもと、広島県労連・広島自治労連を通じて土日のボランティアへの呼びかけがありました。府職労としても積極的なボランティア派遣を行ないます。参加していただける方は、府職労までご連絡ください。

- ◆ボランティア行動日：当面毎週、土曜・日曜・祝日
- ◆集合場所：被災地近くの「広島北民商」3階  
広島市安佐南区緑井6丁目12-10 ☎082-879-4060  
JR可部線「七軒茶屋」駅下車 徒歩10分
- ◆集合時間：午前の部9時、午後の部13時
- ◆申込方法：氏名・職場名・参加希望日と時間帯(午前・午後・終日)を府職労までご連絡ください(参加希望日の前の水曜日までお願いします)。
- ◆諸注意
  - 服装：汚れてもよい服装で参加してください。長靴・マスク・軍手・タオルは必需品です。
  - 食事・飲み物：持参してください。
  - スコップ等は現地にも多少は準備されていますし、スコップ等を使わない仕事もありますのでお持ちいただかなくても構いません。
  - 宿泊等が必要な場合、各自で確保してください。
  - 新大阪～広島間の交通費のみ府職労で負担します。

参加者には別途詳細をお知らせします

## 遊歩道

9月3日に安倍新内閣が発足しました。女性登用が華々しく打ち出され、5人の女性が閣僚に入閣しました。しかし、19人の閣僚のうち、女性活躍大臣の有村治子氏、高市早苗氏、山谷えり子氏を含む15人が日本会議員懇談会(侵略戦争を正当化する右翼団体を支援する組織)のメンバーです。▼日本会議はジェンダー平等(社会的文化的性差別の是正)に反対し、性別役割分担(男は仕事、女は家庭)意識に基づく家族制度の復活を求めています。戦時的強制被害者(従軍慰安婦)問題の解決や、選択的夫婦別姓等の民法改正、乳児保育や介護保険制度にも反対しています。▼国連女性差別撤廃条約は、平等実現には性別役割分担の解消が不可欠という、ILOは、育児や介護を担う労働者へ差別を禁止、国の責任による条件整備を求め、日本政府に繰り返し、民法改正や、戦時的強制被害者問題の解決、女性が多数をしめる非正規差別の是正等を勧告しています。▼女性の登用がすすんでも、ジェンダー平等に反対しているのは、問題は解決しませんが、見せかけにたまたま女性労働条件も世界基準の実現を求めましょう。(T)